

平成20年度財務監査（8）監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定により、平成20年度財務監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定に基づきこれを提出する。あわせて、同条第10項の規定に基づき監査委員意見を付する。

記

1 監査の概要

（1）監査の実施日

平成20年11月6日

（2）監査の方針

平成20年度練馬区監査基本計画に基づき、平成20年度の予算執行および財産管理等が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、また、経済性、効率性、有効性においても適切に執行されているかを主眼として監査を実施した。

（3）監査の視点

指定管理業務は協定書に基づき適正に行われているか、使用料等現金の管理は適正か、備品等の管理は適正か、食事提供にあたり食品の安全管理は適切に行われているか、施設は安全に配慮して有効に活用されているか等を主眼として監査を実施した。

（4）監査対象部課

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課 練馬区立武石少年自然の家

2 監査の結果

適正に執行されており、指摘すべき事項はなかった。

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

指定管理者による少年自然の家に係る施設利用の向上について

練馬区立武石少年自然の家および練馬区立軽井沢少年自然の家については、平成20年度から指定管理者制度が導入され、民間の創意工夫や運営の柔軟性が期待されている。

これまでの施設の利用状況をみると、前者においてはおおむね50%程度、後者は60%強である。利用率の向上については、施設ごとに利用率の数値目標を定め、目標管理による取組が有効である。

指定管理者は旅行会社と提携したツアー旅行や宿泊者向けのハイキングなど、施設とその地域の特性を生かした事業を実施して施設利用を増やす努力

をしている。

しかしながら、それらの事業を多くの人に知らせ施設利用を勧誘するためには、施設のホームページ等インターネットによる情報発信や企業広告の利用などによる積極的なPRが必要である。

また、費用対効果を勘案しながら、施設利用の予約手続きの簡便化による申し込みし易い仕組みづくりや、区民の利用を主体としつつ区民以外の利用も視野に入れた、より踏み込んだ取組が望まれる。そのための制度の整備や見直しなどについても検討されたい。(生涯学習部)